

農業集落排水処理施設の二世帯利用についての取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業集落排水事業による農業集落排水処理施設の整備が完了した地区における、農業集落排水処理施設の二世帯利用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「二世帯利用」とは、農業集落排水事業受益者である親の住宅及び土地に隣接した親名義の土地に、子（子の配偶者含む）が住宅を建設し既設の取付管に宅内排水設備を接続して二世帯で利用することをいう。

(二世帯利用の承認要件)

第3条 二世帯利用の承認要件は、以下のいずれにも該当する場合に限るものとする。ただし、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が、やむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

- (1) 同要綱の第2条に合致していること。
- (2) 取付管の新規設置が困難な箇所であること。
- (3) 都市計画法第29条、第43条の許可が必要な区域においては、許可を得ること。
- (4) 農業集落排水処理施設の二世帯利用における宅内配管設置基準を満たしていること。
- (5) 管理者が、二世帯利用を認めること。

(分担金の賦課免除)

第4条 管理者が、二世帯利用を認めた場合において子に分担金を賦課しないものとする。

(誓約書及び土地所有者の同意書の提出)

第5条 二世帯利用を希望する者は、利用開始前に誓約書（様式第1号）及び土地所有者の同意書（様式第2号）を提出するものとする。

(農業集落排水事業受益者等の変更があった場合の取扱い)

第6条 農業集落排水事業受益者及び利用者等の変更により、第2条の規定を満たさない場合は、遅滞なく、管理者へ報告すると共に農業集落排水事業受益者申出により新たな取付管を設置するなど二世帯利用を解消する措置を行うこと。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。